



# 銀パソ通信

Ginpaso Tushin

発行

公益社団法人 野洲市  
 シルバー人材センター  
 シルバー・パソコン班  
 TEL.077-586-2333  
 ★ ホームページへ★  
 (野洲市  
 シルバー・パソコン班)  
 で検索



終活

シリーズ  
⑤

## 相続に関するルールが大きく変わります。

2019年 (H31年) 1月13日から段階的に施行されます。 法務省

➡➡➡ 現預金の払い戻し制度の創設 ◀◀◀ Point 2019年7月1日 施行

### ★ 現行制度 ★

遺産分割がすむまでの間は、相続人単独では預貯金債権の払い戻しができない。

2016 (H28) 12月19日最高裁大法廷決定により、

①相続された預貯金債権は遺産分割の対象財産に含まれることとなり、

②共同相続人による単独での払い戻しができない。こととされた。

↓  
 生活費や葬儀費用の支払、相続債務の弁済などの資金需要がある場合にも、  
 遺産分割が終了するまでの間は、被相続人の預金の払い戻しができない。

### ★ 改正によるメリット ★

・遺産分割における公平性を図りつつ、相続人の資金需要に対応できるよう、  
 預貯金の払い戻し制度を設ける。

(1) 預貯金債権の一定割合 (金額により上限有り) については、家庭裁判所の判断を経なくとも金融機関の窓口における支払いを受けられるようにする。

(2) 預貯金債権に限り、家庭裁判所の仮分割の仮処分の要件を緩和する。

・家庭裁判所の判断を経ずに払戻しが受けられる制度の創設

遺産に属する預貯金債権のうち、一定金額については、単独での払戻しを認めるようにする。(相続開始時の預貯金債権の額 (口座基準 × 1/3 (当該払い戻しを行う共同相続人の法定相続人分) = 単独で払戻しをすることができる額。

(例) 預金 = 600万円 長男100万円払戻し可

ただし、1つの金融機関から払い戻しが受けられるのは150万円まで。

⇒ 保全処分の要件緩和

仮払いの必要性があると認められる場合には、他の共同相続人の利益を害しない限り、家庭裁判所の判断で仮払いが認められるようにする。(家事事件手続きの改正)

### ★ 小口相続法についてのQ&A ★

Q 預貯金の払い戻しについて、今回2つの制度が設けられたとのことですが、両制度の関係はどうなっていますか？

A 今回の改正で、遺産分割前に預貯金の払い戻しを認める制度として、家庭裁判所の判断を経ないで預貯金の払い戻しを認める方策と、②家庭裁判所の判断を経て預貯金の仮払いを得る方策の2つの方策が設けられました。①の方策については限度額が定められていることから、小口の資金需要についてはこの方策により、限度額を超える比較的大口の資金需要がある場合については②の方策を用いることになるものとかんがえられます。

# パソコン講座のご案内

銀パソ



## 3月の講座



- ・マスク持参、着装が必要。
- ・当所玄関で体温測定。アルコール消毒
- ・教室では、前後のドア・窓、開放。
- ・パーティション設置

講師 松村

### ちらし作成講座



新年度を前に、案内ちらしやハガキによる案内状作りを学びませんか  
「パワーポイント」ソフトでビジュアルに仕上げます。

・日時 3月15日(火)・16日(水)

・17日(木)・18日(金)

時間 13:00 ~ 15:30 (全4回)

・対象 簡単な文字入力ができ、Powerpoint  
搭載のパソコン持込める方

・受講料 ￥4,000

(教材費含む)

・先着 8名。※年齢不問

・申込締切日 3月9日(水)

### 初心者のためのエクセル

講師 四宮

表計算ソフト(エクセル)を使った表の作成や編集、関数を使  
った計算、印刷などの基本操作を初めから学習します。

・日時 3月18日(金)・22日(火)

・受講料 ￥5,500 (教材費含む)

・23日(水)・24日(木)・25日(金)

・先着 8名。※年齢不問

時間 9:30 ~ 12:00 (全5回)

・申込締切日 3月11日(金)

・対象 簡単な文字入力ができ、【Excel2013, 2016, 2019いずれかを搭載】のパソコンを  
持込める方

講師 若松

### 基礎から発展のワード③〈春季シリーズ〉

色々な文字の表現方法や加工テクニックを例題と共に作ってみます。  
はがき等にメリハリのある表現が楽しめる講座です。

・日時 3月29日(火) 30日(水) 31日(木)

9:30 ~ 12:00 (全3回コース)

・受講料 ￥3,500 (教材費含む)

・先着 10名 先着順、年齢不問

・対象 パソコンの簡単な文字入力ができる方

・申込締切 3月22日(火)

Office 2013以降内蔵パソコン持参。

受講のお申し込み、お問い合わせは  
〔講座会場は野洲市シルバー人材センターの2階〕

TEL 077-586-2333

FAX 077-586-0887

公益社団法人 野洲市シルバー人材センター

